

令和2年3月9日  
経済局食肉市場運営課

### 横浜市中心と畜場条例施行規則の一部改正に関する意見公募について

「横浜市中心と畜場条例施行規則」の一部改正にあたり、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

#### 1 意見公募期間

令和2年3月9日（月）から令和2年4月7日（火）まで

#### 2 御意見の提出方法

次のいずれかの方法により、別紙「意見投稿用紙」に御記入の上、御提出願います。

(1)	電子メールの場合	ke-shokuniku@city.yokohama.jp ※件名の文頭に【意見公募】と表記してください。
(2)	郵送の場合	〒230-0053 横浜市鶴見区大黒町3-53 経済局中央卸売市場食肉市場運営課あて
(3)	FAXの場合	FAX：045-502-5989 経済局中央卸売市場食肉市場運営課あて

#### 3 注意事項

- (1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) いただいた御意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。
- (3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例にしたがって適切に取り扱います。
- (5) 電話や口頭によるご意見への対応はしておりませんので、あらかじめご了承ください。

#### 4 お問い合わせ先

経済局中央卸売市場食肉市場運営課  
電話番号：045-511-0445